

東村山市電力の調達に係る環境配慮方針

(目的)

第1条 本方針は、東村山市（以下「市」という。）が行う電力調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定め、環境への負荷の低減を図るとともに環境と経済が両立する社会づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 本方針において「環境に配慮した電力調達」とは、市が行う電力調達契約の競争入札に係る入札参加資格の判定に際し、一般電気事業者及び特定規模電気事業者（以下「電気事業者」という。）の電力供給事業における環境配慮の状況について、環境評価項目を基準として評価した上で実施する電力調達をいう。

(対象機関)

第3条 この方針は、市の全ての機関が競争入札により電力を調達する際に適用する。

(評価項目)

第4条 本方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

1 基本項目

- (1) 二酸化炭素排出係数
- (2) 未利用エネルギーの活用状況
- (3) 新エネルギーの導入状況

2 加点項目

- (1) グリーン電力証書の購入状況

(評価)

第5条 市が行う電力調達契約の入札に参加を希望する電気事業者は、前条に定める環境評価項目を、別表「東村山市環境に配慮した電力調達契約評価基準」により算定し、その評価点等を「東村山市環境に配慮した電力調達契約環境評価項目報告書」（第1号様式）に記載し、必要な書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、当該年度内に評価点に変更があった場合は、その都度、市長に提出するものとする。

(入札参加資格)

第6条 入札参加資格は次のとおりとする。

- (1) 前条で定める基本項目及び加点項目の評価点の合計が70点以上であること。
- (2) 前年度において、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特

別措置法（平成14年法律第62号）第8条第1項の規定による勧告を受けていないこと。

（方針の見直し）

第7条 本方針は、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に資するように、社会情勢等を踏まえつつ、必要に応じて見直すものとする。

（その他）

第8条 本方針により定めるものの他、競争入札による電力調達に係る環境評価等について必要な事項は、別に定める。

（事務処理）

第9条 本方針に係る事務処理等は、環境安全部環境・住宅課において行う。

附 則

この方針は、平成24年1月24日から施行する。

（平成26年4月1日 一部改正）

別表（第5、第6条）

東村山市環境に配慮した電力調達契約環境評価基準

基本項目	区分	評価点
前年度の1kWh当たりの調整後二酸化炭素排出係数（※1） （単位：Kg-CO2/kWh）	0.350未満	70
	0.350以上0.375未満	65
	0.375以上0.400未満	60
	0.400以上0.425未満	55
	0.425以上0.450未満	50
	0.450以上0.475未満	45
	0.475以上0.500未満	40
	0.500以上0.525未満	35
	0.525以上0.550未満	30
	0.550以上	25
前年度の未利用エネルギー活用状況（※2）	1.350%以上	15
	0.675%以上1.350%未満	10
	0%超0.675%未満	5
	活用していない	0
前年度の新エネルギー導入状況（※3）	1.0倍以上	15
	0.8倍以上1.0倍未満	5
	0.8倍未満	0

加点項目	区分	評価点
グリーン電力証書の市への譲渡予定量（予定使用電力量の割合） ※4	5.0%以上	10
	2.5%以上5.0%未満	5
	2.5%未満	0

※1 1kWh当たりの調整後二酸化炭素排出係数とは、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき、環境大臣及び経済産業大臣によって電気事業者ごとに個別に公表された排出係数をいう。

※2 前年度の未利用エネルギー活用状況とは、前年度の未利用エネルギーによる発電電力量（kWh）を前年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値をいう。なお、未利用エネルギーに該当しないものを混燃する場合は、次の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

（1）未利用エネルギーおよび未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測

による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力を熱量により按分する。

- (2) 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

(算定方式)

前年度の未利用エネルギー活用状況 (%) = (前年度の未利用エネルギーによる発電電力量 ÷ 前年度の供給電力量 (需要端)) × 100

「未利用エネルギー」とは、発電に利用した次に掲げるエネルギー (他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。) をいう。

- (1) 工場等の廃熱又は排圧
- (2) 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱 (RPS 法で定める新エネルギーに該当するものを除く。)
- (3) 高炉ガス又は副生ガス

※3 前年度の新エネルギー導入状況とは、次の項目を算定方式に示す方法により算出した数値 (単位は全て kWh) をいう。

- ①前年度自社施設で発生した RPS 法で定める新エネルギー等電気の利用量 (以下「新エネ利用量」という。)
- ②前年度他社より購入した新エネ利用量及び新エネルギー等電気相当量 (電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則 (平成 14 年経済産業省令第 119 号) 第 1 条第 2 項に定めるものをいう。以下「新エネ相当量」という。)
- ③前年度他社に販売した新エネ利用量及び新エネ相当量
- ④前々年度からバンキングした新エネ相当量
- ⑤当該年度にバンキングした新エネ相当量
- ⑥資源エネルギー庁が発表した RPS 法第 4 条及び附則第 3 条に定める方式により算出した前年度の当該電気事業者の基準利用量

(算定方式)

前年度の新エネルギー導入状況 = (① + ② - ③ + ④ - ⑤) ÷ ⑥

※4 グリーン電力証書は、財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターの認証に係るグリーン電力証書に限る。

(注) 4 月 1 日から 12 月 31 日までの電力調達契約の入札の場合にあつては、別表中「前年度」とあるのは「前々年度」と、「前々年度」とあるのは「前々々年度」と、「当該年度」とあるのは「前年度」と読み替えるものとする。

第1号様式（第5条）

年 月 日

（宛先）東村山市長

所在地
名称
代表者名

印

東村山市環境に配慮した電力調達契約環境評価項目報告書

東村山市が行う電力調達契約の入札に参加したいので、東村山市環境に配慮した電力調達契約環境評価基準により算定した評価点等について、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

なお、この報告書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 基本項目及び加点項目

基本項目	数値等	評価点
前年度の1kWh当たりの調整後二酸化炭素排出係数 (単位: Kg-CO2/kWh)		
前年度の未利用エネルギー活用状況		
前年度の新エネルギー導入状況		
加点項目	譲渡予定量	評価点
グリーン電力証書の市への譲渡予定量 (予定使用電力の割合)		
合計		

2 前年度における電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号）第8条第1項に規定する勧告の有無

有・無

（注）

- 「数値等」、「譲渡予定量」及び「評価点」には、別表にて算出した値を記載すること。
- 「数値等」、「譲渡予定量」の算出根拠となる書類を添付すること。
- 4月1日から12月31日までの電力調達契約の入札の場合は、この様式中の「前年度」は「前々年度」と読み替えるものとする。